

年度内開催予定の労規則 35 条専門検討会、および、その準備検討に向けた

「申し入れ」に関連する質問書

- 1 今年度内に労働基準法施行規則第 35 条専門検討会（35 条検討会）が開催されるとのことですが、これは前回の 2003 年 6 月開催以来 6 年ぶりのことです。
前回の 35 条専門検討会では、「労災認定された事案のうち、労基則別表第 1 の 2 等に具体的に示されていない疾病を踏まえて、労基則別表第 1 の 2 等に追加すべきものの有無の検討」が議題 2 となっています。今回の 35 条専門検討会は、これと基本的に同様な趣旨で開催されると理解してよいですか。
- 2 この間に、電離放射線にさらされる業務においては、多発性骨髄腫（2004 年 1 月、長尾光明）および悪性リンパ腫（2008 年 10 月、喜友名正）の 2 件が新たに、包括的規定により労災認定されています。
これらの疾病について、以下のような観点から、検討事項とすべきと考えます。
 - 2-1)
これらの白血病類縁疾患は 5 件の白血病が労災認定される中で表れてきた。従ってこれらの白血病類縁疾患はある程度の比率で今後も発生が予測される。
 - 2-2)
諸外国において症例報告があり、例えばアメリカのエネルギー省核施設従業員の職業病被曝補償制度の中で具体的な対象疾病とされている。
 - 2-3)
特に悪性リンパ腫の検討事項採択に関しては、悪性リンパ腫の放射線被曝との因果関係について下記の 4 点につき検討・考慮すべきと考えます。わたしたちの指摘に対する見解をお尋ねします。
 - ① 悪性リンパ腫の業務上外検討会報告（2008 年 10 月）において、「非ホジキンスリンパ腫と放射線被曝との線量反応関係を明らかにした調査は存在しない」と記されている。
しかし別紙資料に指摘するように、少なくとも 3 件の疫学調査においては放射線被曝との線量反応関係が認められる。わたしたちは検討会報告書の記述は重大な誤りであると考える。
 - ② 今回のチェルノブイリ原発事故の除染作業者の疫学調査結果は、非ホジキンリンパ腫（他の悪性リンパ腫も含めて）と放射線被曝との線量反応関係を示している。これにより、これまでに示されていた線量—反応関係の存在をより確実にするものとなっている。
 - ③ 「悪性リンパ腫特に非ホジキンリンパ腫は、リンパ性白血病の類縁の疾患として取り扱われており、両者は類縁疾患とみなすことが出来る」との検討委員会の結論は、広島・長崎の被曝者調査の結果からだけでなく、今回のチェルノブイリ原発事故の除染作業者の調査結果からも明らかになっており、この結論は揺るぎないものになってきている。
 - ④ 従って現時点では、昨年 10 月の検討会報告書の結論をより確実にする知見が集積しており、「非ホジキンスリンパ腫との線量反応関係も存在する」との結論に変更すべき事態になっていると考える。

これらの疾病を労規則 35 条別表第 1 の 2 に追加するべきです。今回の検討課題に加え、検討することを要請します。

労規則 35 条専門検討会、及び、準備検討に向けた

追加質問および資料請求

1. 原発被曝労働者の労災申請と業務上外認定状況について

追加質問

原発被曝労働者の多くは労災申請に至らず、被害は放置されていると考えられます。原発被曝労働者の抱える問題の解明と救済のために、その一環として、実際になされた原発被曝労働者の労災申請に関して、従事期間、作業内容、被曝線量、事業所、疾病、認定、不認定などの基本資料を明らかにするべきではありませんか。

資料請求

厚労省は、原発被曝労働者の労災補償に関して、2006 年度までの年度ごとの支給決定件数のみ、公表されました。また、不支給決定についても公表したいとのことでした。

- (1) その後の支給決定状況について明らかにしてください。
- (2) 不支給決定についても、年度ごとの統計を明らかにしてください。

2. 例示疾病に関して、それが定められた経緯、根拠および法令間の関連について

追加質問

放射線被曝労働に関して、基発 810 号および労規則第 35 条別表 1-2 に、それぞれ業務上認定の対象となる疾病が例示されています。

これらが定められた経緯、根拠、および 2 つの法令における例示の関連を説明してください。

資料請求

各疾病を例示することを定めた根拠となる資料（実態調査や疫学調査など）を明らかにしてください。